

別表

修繕積立金引上証明書

証明申請者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
マンションの所在地		
管理組合の形態		
管理組合の名称		

地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号ロに掲げる要件に係る事項

令和 3 年 8 月 31 日時点における長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額		円
	長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日	年 月 日
	長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日	年 月 日
申請日時点における長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額		円
	長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日	年 月 日
	長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日	年 月 日

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に該当することを証明します。

証 明 年 月 日	年	月	日
-----------	---	---	---

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った 建築士	氏 名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った 建築士の属する 建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者がマンション管理士の場合

証明を行った マンション管 理士	氏 名	印
	登 録 番 号	

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）の管理者等（同条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「管理組合の形態」の欄には、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 単棟型（住宅のみ）
 - (2) 単棟型（複合用途型）
 - (3) 団地型（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）
 - (4) 団地型（同法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）
 - (5) 団地型（同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）
 - (6) 団地型（同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）
 - (7) その他
- 4 「管理組合の名称」の欄には、複数の管理組合が共同で申請する場合、全ての管理組合の名称を記載すること。
- 5 「長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額」の欄には、以下の計算式により算出した額を記載すること。

計画期間全体での月当たりの修繕積立金の平均額＝（A＋B＋C）÷X÷Y

A：計画期間当初における修繕積立金の残高（円）

B：計画期間全体で集める修繕積立金の総額（円）

C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）

X：マンションの総専有床面積（㎡）

Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

- 6 「長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日」の欄には、長期修繕計画の計画開始日を記載すること。

7 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載すること。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載すること。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできるマンションは、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載すること。
- ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載すること。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2) 証明者がマンション管理士の場合

「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。